



【訂正箇所 2】

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(訂正前)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 12 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
【省略】		
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△13,955	△10,949
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,064,602	△6,142
【省略】		

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(訂正後)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 12 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
【省略】		
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△13,955	—
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	—	△10,949
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,064,602	△6,142
【省略】		

## 連結注記表

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

訂正前	訂正後
<p>5.会計処理基準に関する事項</p> <p>(追加)</p> <p><u>(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</u> 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債ならびに収益及び費用については、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。</p> <p><u>(5) のれんの償却方法及び償却期間</u> のれんは10年間の定額法で償却しております。</p> <p><u>(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</u> 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p><u>(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項</u> イ消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ロ匿名組合出資金の会計処理 匿名組合への出資金で金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものについては、匿名組合の財産の持分相当額を「営業投資有価証券」として流動資産に計上しております。なお、当該出資から生ずる損益については、営業損益として処理しております。</p> <p>(表示方法の変更) (追加)</p> <p>(省略)</p>	<p>5.会計処理基準に関する事項</p> <p><u>(4) 退職給付に係る会計処理の方法</u> <u>当社及び一部連結子会社は、小規模企業等における簡便法を採用し、当連結会計年度末における退職給付債務及び中小企業退職金共済制度（独立行政法人勤労者退職金共済機構）による支給見込額に基づき、退職給付に係る負債を計上しております。</u></p> <p><u>(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</u> 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債ならびに収益及び費用については、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。</p> <p><u>(6) のれんの償却方法及び償却期間</u> のれんは10年間の定額法で償却しております。</p> <p><u>(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</u> 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p><u>(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項</u> イ消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ロ匿名組合出資金の会計処理 匿名組合への出資金で金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものについては、匿名組合の財産の持分相当額を「営業投資有価証券」として流動資産に計上しております。なお、当該出資から生ずる損益については、営業損益として処理しております。</p> <p>(表示方法の変更) (連結貸借対照表) 当連結会計年度より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を適用しております。（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）なお、当該適用に伴う影響額はありません。また、「退職給付引当金」を「退職給付に係る負債」に表示方法を変更しております。</p> <p>(省略)</p>